

## 控除の種類・控除額について

## 1. 所得税・住民税の概要

区分	所得税	住民税
国税・地方税	国税	地方税
対象となる年	現年	前年

## 2. 所得税・住民税の控除

区分	所得税 (控除額(※は控除限度額))	住民税	差額		
給与所得控除	同じ		0円	試算で用いている控除	
社会保険料控除	同じ		0円		
基礎控除	38万円	33万円	5万円		
雑損控除	同じ		0円	要検討	
医療費控除	同じ		0円		
小規模企業共済等掛金控除	同じ		0円		
生命保険料控除	12万円 ※	7万円 ※	5万円		
地震保険料控除	5万円 ※	2万5千円 ※	2万5千円		
障害者控除	①普通	27万円	26万円		1万円
	②特別	40万円	30万円		10万円
	③同居特別	75万円	53万円		22万円
寡婦控除	①一般	27万円	26万円		1万円
	②特別	35万円	30万円		5万円
寡夫控除	27万円	26万円	1万円		
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円		
配偶者控除	①一般	38万円	33万円		5万円
	②老人	48万円	38万円		10万円
配偶者特別控除	38万円 ※	33万円 ※	5万円		
扶養控除	①一般 (16歳以上18歳以下及び 23歳以上69歳以下)	38万円	33万円	5万円	
	②特定 (19歳以上22歳以下)	63万円	45万円	18万円	
	③老人 (70歳以上)	48万円	38万円	10万円	
	④同居老親	58万円	45万円	13万円	
寄附金控除	①特定寄附金の合計額 ②総所得金額等の40%相当額	税額控除	—		

## 控除、課税対象所得の例

(1) 本人の年収300万円、独身の場合  
(雑損以下の控除なし)

(2) 本人の年収600万円、妻が専業主婦、  
高校生の子供1人の場合  
(生命保険料控除あり)

区分	所得税 (控除額(※は控除限度額))		住民税 (控除額(※は控除限度額))	
給与所得控除	108万円		174万円	
社会保険料控除	40万円		80万円	
基礎控除	38万円	33万円	38万円	33万円
雑損控除	—		—	
医療費控除	—		—	
小規模企業共済等掛金控除	—		—	
生命保険料控除	—	—	12万円	7万円
地震保険料控除	—	—	—	—
障害者控除	①普通	—	—	—
	②特別	—	—	—
	③同居特別	—	—	—
寡婦控除	①一般	—	—	—
	②特別	—	—	—
寡夫控除	—	—	—	—
勤労学生控除	—	—	—	—
配偶者控除	①一般	—	38万円	33万円
	②老人	—	—	—
配偶者特別控除	—	—	—	—
扶養控除	①一般 (16歳以上18歳以下及び 23歳以上69歳以下)	—	38万円	33万円
	②特定 (19歳以上22歳以下)	—	—	—
	③老人 (70歳以上)	—	—	—
	④同居老親	—	—	—
寄附金控除	—	—	—	—

控除の計	186万円	181万円	380万円	360万円
年収	300万円		600万円	
課税対象額	114万円	119万円	220万円	240万円

返還月額(返還率 9%)	8,500円	8,900円	16,500円	18,000円
--------------	--------	--------	---------	---------